



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

令和5年3月29日

宮城労働局職業安定部職業対策課

課長 本田 聡一郎

地方障害者雇用担当官 高橋 達也

電話 022(299)8062

令和4年度 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく 県内の市町村等の機関への適正実施勧告の実施について

- 市町村等の機関については、障害者雇用促進法において、雇用状況に改善が見られない場合、適正実施を勧告できることになっており、令和4年度においては、12機関に対し、適正実施を勧告しました。

<市町村等の機関への適正実施勧告>

市町村等の機関については、令和3年6月1日現在で法定雇用率を達成できておらず、令和4年1月1日を始期とし令和4年12月31日を終期とする障害者採用計画を作成した20機関に対し、法定雇用率の達成に向けた指導を行った結果、12機関において一定の改善が見られなかったため、適正実施勧告を行いました。

<参考>

障害者雇用促進法では、障害者の雇を促進するため、国及び地方公共団体の任命権者に対し、法定雇用率以上の障害者の雇を義務付けています。

法定雇用率を達成していない機関は、障害者採用計画を作成しなければならない(第38条第1項)ほか、厚生労働大臣は特に必要があると認めるときは、当該機関の任命権者に対して、障害者採用計画の適正な実施に関し、勧告(適正実施勧告)することができることとなっています(第39条第2項)。

市町村等の機関に対する指導の結果

雇用義務を達成した機関	7機関
障害者採用計画の実施率が50%以上である機関	1機関
計画期間終期の実雇用率が、当該機関における前年の6月1日現在における実雇用率を上回っている機関	
勧告の対象となった機関	12機関
合 計	20機関

→ 引き続き、法定雇用率達成に向けて指導を実施

【勧告の対象となった機関】

- 1 亘理町、2 富谷市、3 東松島市、4 七ヶ浜町、5 加美町、6 柴田町、
- 7 川崎町、8 蔵王町、9 気仙沼市、10 南三陸町、11 登米市病院事業、12 みやぎ県南中核病院企業団

市町村等の機関に対する雇用率達成指導の流れ図
(厚生労働大臣が指定する教育委員会を除く)

令和3年6月1日

法定雇用率未達成

令和4年1月1日

障害者採用計画の作成・実施
(1年間の計画)

令和4年12月31日

障害者採用計画の期間満了

令和5年3月

適正実施勧告

〔計画の終期において
基準(※)に該当する場合〕

(※) 適正実施勧告の発出基準

適正実施勧告の発出は、次のいずれかの基準に該当する場合に行う。

- ① 障害者採用計画の実施率が50%未満であること。
- ② 計画期間終期の実雇用率が、当該機関における前年の6月1日現在における実雇用率を上回っていないこと。